



各種相談

人権相談・行政相談

📍住民課 戸籍住基・人権グループ

☎62-0561

人権相談・行政相談

▶人権擁護委員及び行政相談委員による定例相談所・巡回相談所

定例相談所・巡回相談所それぞれ月1回開設
実施場所・日程などについて詳しくは、役場住民課(☎62-0561)にお問い合わせください。
※相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。

人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、地域の皆さんの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための啓発や、人権に関する相談を受けています。

行政相談委員

総務大臣から委嘱され、国や県、市などの仕事や手続き、サービスについて幅広く苦情や相談を受けています。

▶面談による人権相談

和歌山地方法務局新宮支局
〒647-0043 新宮市緑ヶ丘3-2-64 ☎0735-22-2757

▶電話による人権相談

☎0570-003-110(全国共通人権相談ダイヤル)
※この電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながります。

▶面談による行政相談

和歌山行政監視行政相談センター
〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎3階 ☎073-422-1100

▶電話による行政相談

☎0570-090-110(全国共通行政苦情110番)
※この電話は、最寄りの管区行政評価局・行政監視行政相談センター等につながります。

〈広告〉

和歌山県知事(4)第3215号

**住むか・・売るか・・
貸すか・・壊すか**

ご相談は
“田舎の家”かたづけセンター
ナンキ 不動産へ

東牟婁郡串本町串本1475番地1
Tel 0735-62-4181
Fax 0735-62-4184

**カギと金庫の専門家
高い技術と安心料金**

車・金庫・住宅・バイク・ロッカー他
解錠・修理・取り付け・販売
カギのトラブルを解決します
●取り扱い商品●
カーテン・ブラインド他 祭りちようちん

オガタ金物店
串本町中湊534-2
電話 0735-72-0409

KUSHIMOTO TOWN
Photo gallery



届出・手続き・証明

住所変更などの届出

📍住民課 戸籍住基・人権グループ

☎62-0561

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届 (町外から引越してきたとき)	転入した日から14日以内	- 印鑑(認印) - 前住所地で発行した転出証明書 - 通知カードまたはマイナンバーカード - パスポート[海外から転入する方] - 戸籍一部事項証明書(抄本)と戸籍の附票[海外から転入する方で本籍地が町外の方]
転出届 (町外へ引越しするとき)	転出する前	- 印鑑(認印) - 印鑑登録証の返却[印鑑登録をしている方]
転居届 (町内で引越しするとき)	転居した日から14日以内	- 印鑑(認印) - 通知カードまたはマイナンバーカード
世帯合併・変更届 (世帯主の変更など)	変更した日から14日以内	印鑑(認印)

・届出人の官公署発行の写真付き本人確認書類などの提示が必要です。
・住民基本台帳カード、串本町発行の被保険者証などを持っている方は、持参してください。
※住民基本台帳カードの交付は終了していますが、すでに持っている方は、有効期限までまたはマイナンバーカードの交付まで使用できます。

戸籍の届出

📍住民課 戸籍住基・人権グループ

☎62-0561

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	- 出生証明書 - 印鑑 - 母子健康手帳 - 健康保険証
婚姻届	届けた日に効力が生じる	- 婚姻届書 - 夫と妻の印鑑(旧姓) - 戸籍全部事項証明(謄本)[本籍が町外のととき] - 国民健康保険証[氏が変わる方] - 通知カードまたはマイナンバーカード(氏や住所が変わる方) ※未成年の場合は父母の同意が必要
離婚届	届けた日に効力が生じる	- 離婚届書 - 夫と妻の印鑑 - 戸籍全部事項証明(謄本)[本籍が町外のととき] - 国民健康保険証[氏が変わる方] - 通知カードまたはマイナンバーカード(氏や住所が変わる方)

〈広告〉

弁護士法人 あしたば
Law Office ASHITABA 串本事務所

借金
離婚
相続
不動産
刑事事件
交通事故
などお気軽にご相談ください

※電話での事前予約が必要です。
代表 (0735) 28-5700 平日 午前9:00～午後5:00
(和歌山弁護士会) 弁護士:山本 健二 弁護士:佐藤 三智
串本事務所:串本町串本1801 紀乃国屋ビル205
新宮事務所:新宮市緑ヶ丘1-1-40 貴志ビル3階

朝日ガスグループ
株式会社 熊野酸素

新宮 (本社) 和歌山県新宮市新宮8002-52
TEL 0735-22-6496

串本 和歌山県東牟婁郡串本町串本622-3
営業所 **TEL 0735-62-5695**

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
死亡届	死亡を知った日から7日以内	- 死亡診断書 - 届出人の印鑑 <その他の手続き> - 国民健康保険証 - 年金証書 - 印鑑登録証 - 後期高齢者医療保険証 - 介護保険被保険者証
転籍届	届けた日に効力が生じる	- 転籍届書 - 戸籍全部事項証明(謄本) [本籍が町外のとく] - 印鑑

※戸籍に関する届けには、上記のほか養子縁組、養子離縁、入籍、認知、氏と名の変更届などがあります。
 ※戸籍の届出には住所変更の効力はないので、それぞれ転入届、転居届、転出届などを行ってください。
 ※休日や平日の時間外の届出は、宿直室で受付を代行していますが、住所変更の手続きはできませんので平日の窓口受付時間内にお越しください。

印鑑登録の申請

⇒ 住民課 戸籍住基・人権グループ

☎62-0561

- 印鑑登録できるのは、串本町に住民登録されている15歳以上の方です。(成年被後見人、法人は除く。)
- ただし、未成年の場合は親権者の同意書が必要です。
- 登録できる印鑑は、1人1個です。同じ世帯の方で、同じ印鑑は登録できません。

印鑑登録をするとき

本人が申請

- 登録する印鑑
- 顔写真のついた官公署発行の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)



申請

即日、印鑑登録証を交付します。

- 顔写真のついた本人確認書類をお持ちでない方は、「照会」による交付となりますので、即日交付できません。
- その他に串本町で印鑑登録をされている方を保証人として登録することができます。(保証人が登録証と登録印を持参し、一緒に来庁できる場合は即日交付します。)

代理人が申請

- 登録する印鑑
- 代理人選任届(役場にありますが)
- 代理人の印鑑および本人確認書類

代理申請

役場から本人(登録申請人)宛てに「照会書」を郵送します。

照会書を送付した日から14日以内

登録申請された各庁舎へ、以下のものをお持ち下さい。

- 登録する印鑑
- 回答書
- 代理人の本人確認書類と印鑑

印鑑登録証を交付します。

こんな印鑑は登録できません！

- 氏名以外のものが彫られているもの
- 欠けているもの
- ゴム印、その他変形しやすいもの
- 印影の大きさが8ミリ以下、または25ミリ以上のもの
- 町長が不適当と認めたもの

印鑑登録証(カード)を失くしたとき

※直ちに届け出を出して下さい。

- 再登録するには「印鑑登録をするとき」に同じです。

登録した印鑑を失くしたとき

※直ちに届け出を出して下さい。

- 再登録するには「印鑑登録をするとき」に同じです。

各種証明書の交付

⇒ 住民課 戸籍住基・人権グループ

☎62-0561

種類	手数料(1通)
戸籍全部・一部事項証明(謄・抄本)	450円
除籍謄本	750円
改製原戸籍謄本	750円
戸籍の附票の写し	300円
身分証明書	200円
戸籍(除籍)記載事項証明書	350円 (除籍は450円)
戸籍届書の写し(死亡診断書の写し)	350円
戸籍届出受理証明書	350円 (上質紙は1,400円)
住民票の写し	300円
住民票記載事項証明	200円
印鑑登録証明書	200円
通知カード再交付	500円
マイナンバーカード再交付	800円 (電子証明書は別途200円)

※戸籍届出・戸籍謄本などの請求時には本人確認が必要です。
 ※戸籍謄・抄本などは直系の方以外、住民票などは同一世帯の方以外は委任状が必要です。
 ※印鑑登録証明書の交付申請には、本人の場合、印鑑登録証(カード)が必要です。代理人の場合は、証明が必要な方の印鑑登録証と代理人の認印が必要です。

郵便請求

請求に必要なもの

- 請求書(串本町のホームページからもダウンロードできます)
- 手数料分の定額小為替(郵便局で購入できます)
- 返信用の封筒と切手(封筒に切手を貼り、請求者の郵便番号・住所・氏名をはっきり書いてください)
- 本人確認書類(運転免許証・健康保険証(現住所が確認できるもの)など)
- 相続などで多数請求する場合は、多めに定額小為替と切手を同封してください(余った分は返送します)

注意事項

- 相続などで請求する場合は、できるだけ詳しく書いてください。
(例:「出生から死亡までの戸籍全部」など)



〈 広告 〉

不要な家電・家具・ギフト商品など
 ございませんか？

売ります

買います

リサイクル & ディスカウント
HAMARO
 串本町串本1475-1
TEL 0735-62-6722